社労士ニュース 2021年 1月号発行 2021年 1月18日 月

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決 特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員) 河原社会保険労務士事務所 河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書と税の法改正

源泉所得税の甲欄、乙欄の話の前に、源泉所得税の仕組みをご説明します。源泉所得税とは、会社員などの給与所得者の所得税の徴収の仕組みです。会社が従業員に毎月の給与を支給する際、各人の所得税を天引きし、従業員の全員分を一括して会社が税務署に納付します。

この徴収する金額は、税務署が発行する源泉徴収税額表に基づき、徴収されます。ただし、ここでの天 引き徴収された所得税は、あくまで見積り金額ですですから、年末に年末調整で正しい所得税額を算 出し、精算されます。

源泉徴収税額表は、給与の支給金額ごとに徴収する税額が記載されていますが、もう一つ支給金額以外に区分されているものがあります。それが「甲欄」「乙欄」という区分です。

甲欄と乙欄の違い この「甲欄」「乙欄」の区分は、源泉所得税を徴収する会社が、給与の支給を受ける従業員にとって、主たる給与の支払先か、従たる給与の支払先かによって変わってきます。主たる給与の支払先に該当する会社は、源泉所得税を「甲欄」で徴収し、従たる給与の支払先は「乙欄」で徴収することになります。給与の支給を受ける従業員が「扶養控除等申告書」を提出しているかどうかによります。つまり、従業員から「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出してもらっている会社は、主たる給与の支払先となります。「給与所得者の扶養控除等申告書」をどちらの会社に提出するかは、その本人の判断しだいです。ただし、この「給与所得者の扶養控除等申告書」は1か所にしか提出することはできません。扶養控除等申告書」の提出がなければ乙欄で徴収しなければならなくなります。

例えば、 その月の社会保険料等控除後の給与等の金額 10 万円で扶養親族等の数が 0 人の時は、 甲欄では、720 円に対して、乙欄では 3,600 円を支払わなければなりません。20 万円の時は甲欄は 4,770 円に対して、乙欄では 20,900 円になります。そこで、ぜひ採用時に給与所得者の扶養控除等 申告書の提出をする場合としない場合をちゃんと説明が大切です。

<u>ふるさと納税について</u> 個人が都道府県、市町村に対して寄付をした場合、その金額から 2,000 円を超える部分について所得税、個人住民税から全額が控除されるシステムです。例 年収 700 万の給与所得者(所得税率 20%)の人が 30,000 円小川町に寄付した場合は、

- ①所得税 (30,000 円-2,000 円)×20%=5,600 円
- ②住民税(基本文) (30,000 円-2,000 円) ×10%(県税 4%町税 6%) = 2,800 円
- ③住民税(特例分) (30,000 円-2,000 円)×(100%-10%-20%)=19,600 円

①②③より合計 28,000 円が控除されます。 なお、確定申告が不要な給与所得者に対して、ワンストップで申請手続きが可能になっています。(ふるさと納税先に特例申請することで完了します。)

夫の合計所得金額 900 万円以下の場合で、妻の収入と所得税、住民税、社会保険の扶養の範囲

	妻の税金			夫も配偶者控除		夫の社会保険の 扶養家族
妻の収入金額	所得税	住民税		配偶者控除	配偶者	
		所得割	均等割		特別控除	
93 万円以下	非課税	非課税	非課税	0		0
93 万超 100 万	非課税	非課税	5,000円	0		0
100万超103万 注1	非課税	課税	課税	0		0
103 万超 130 万	課税	課税	課税	×	0	△ 注意 2
130 万超 150 万	課税	課税	課税	×	0	×
150 万超 201 万	課税	課税	課税	×	○逓減ていげん	×
201万超	課税	課税	課税	×	×	×

- 注 1 基礎控除の所得税控除 48 万(38 万)+給与所得控除 55 万(65 万円)=103 万円(2019年 103 万)
- 注 2 従業員 501 人以上の企業で、労働時間が週 20 時間以上で、雇用期間が 1年以上あり月額 8.8 万円以上の収入があるパート労働者は社会保険に加入をしなければならない。年額だと 106 万円以上と考えられる。

令和 2 年の控除額の見直し

- ①基礎控除について 個人の所得控除が38万円から48万円に引き上げられました。
- ②給与所得控除額が一律 10 万円引き下げられることになりました。
- ③公的年金等控除額が一律 10 万円引き下げられることになりました。

ア。65 歳未満の場合 公的年金の収入金額 200 万円で、公的年金以外の収入が 1,000 万円以下の場合は、200 万円×25%+27.5 万(2019 年 37.5)=50 万+27.5=77.5 万の控除になります。

イ。65 歳以上の場合は、公的年金が 330 万円以下で公的年金以外の収入が 1,000 万円以下の場合は、120 万円から 110 万円に減額さえました。